

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 07日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士市水戸島元町4-10

氏名 榑石井組

石井組

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0545 - 61 - 0485

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

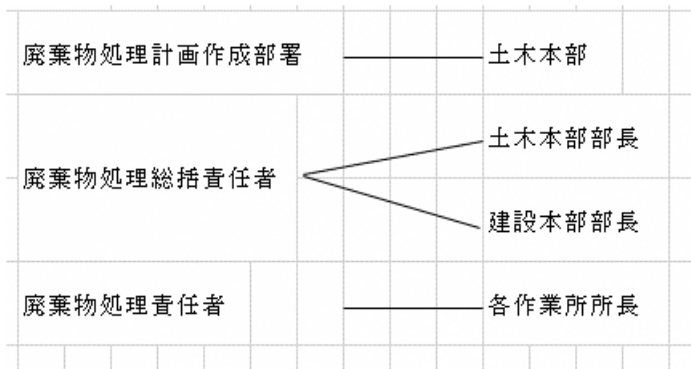
事業場の名称	株式会社石井組		
事業場の所在地	静岡県	富士市	水戸島元町4-10
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	69億
③ 従業員数	103人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>現場→運搬 ・コンがら ・Asがら ・木くず ・紙くず ・金属 ・ガラス ・がれき類 ・石綿含有</p> <p>→ 中間処理 → 再生利用 → 最終処分場</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	コンクリート破片	1,049.860 t
	アスファルト・コンクリート破片	4,240.680 t
	建設汚泥（残土を除く）	4.440 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	15.820 t
	木くず	60.270 t
	紙くず	0.450 t
	管理型建設混合廃棄物	7.418 t
	安定型建設混合廃棄物	0.520 t
	石膏ボード	7.300 t
	石綿含有産業廃棄物	13.320 t
	廃プラスチック類	1.750 t
	建設混合廃棄物	20.300 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	6.000 t
	(これまでに実施した取組) 発注者と協議して、廃棄物発生抑制の設計、工法を求める。 がれき類は、すべて再生し、建設材料として利用する	
②目標	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量

②計画	コンクリート破片	1,000.000 t
	アスファルト・コンクリート破片	2,500.000 t
	建設汚泥（残土を除く）	3.000 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	10.000 t
	木くず	30.000 t
	安定型建設混合廃棄物	0.200 t
	管理型建設混合廃棄物	3.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
<p>（今後実施する予定の取組） 作業所で分別できる工法を実施する。</p>		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類、廃プラスチック、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材→発注者と協議して、廃棄物発生抑制の設計、工法を求める。がれき類→すべて再生し、建設材料として利用する</p>	
②計画	<p>（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類、廃プラスチック、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、建設汚泥、石綿、廃油→発注者と協議して、廃棄物発生抑制の設計、工法を求める。がれき類→すべて再生し、建設材料とし</p>	

	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	
	(これまでに実施した取組)			
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t	
		0.000 t	0.000 t	

	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t

(今後実施する予定の取組)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	【前年度（令和 5 年度）実績】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
コンクリート破片	82.700	1,049.860	0.000	0.000	1,049.860
アスファルト・コンクリート破片	34.500	4,206.180	0.000	0.000	4,240.680
建設汚泥（残土を除く）	0.000	4.440	0.000	0.000	4.440
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	15.820	15.820	0.000	0.000	15.820
木くず	4.400	60.270	0.000	0.000	60.270
管理型建設混合廃棄物	7.418	7.418	0.000	0.000	7.418
安定型建設混合廃棄物	0.520	0.520	0.000	0.000	0.520
石膏ボード	5.100	7.300	0.000	0.000	7.300
石綿含有産業廃棄物	0.000	13.320	0.000	0.000	13.320
廃プラスチック類	0.000	1.750	0.000	0.000	1.750
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	6.000	6.000	0.000	0.000	6.000
紙くず	0.000	0.450	0.000	0.000	0.450

①現状

		建設混合廃棄物	20.300	20.300	0.000	0.000	20.300
		<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>発注者と協議して、廃棄物発生抑制の設計、工法を求める。 がれき類は、すべて再生し、建設材料として利用する</p>					

【目標】					
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
コンクリート破片	1,000.000	1,000.000	0.000	0.000	1,000.000
アスファルト・コンクリート破片	2,500.000	2,500.000	0.000	0.000	2,500.000
建設汚泥（残土を除く）	3.000	3.000	0.000	0.000	3.000
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	10.000	10.000	0.000	0.000	10.000
木くず	30.000	30.000	0.000	0.000	30.000
管理型建設混合廃棄物	3.000	3.000	0.000	0.000	3.000
安定型建設混合廃棄物	0.200	0.200	0.000	0.000	0.200
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.200
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(今後実施する予定の取組) 作業所(現場)で分別できる工法を実施する がれき類は、再生し建設材料とする					

②計画

※事務処理欄	
--------	--

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。